

東京外国語大学南・西アジア課程トルコ語学科
2005 年度卒業論文

トルコにおける児童労働者
～アンカラ Ostim 工場地区における個別調査による検証～

林佳世子教官
8501049
伊原久美子

1	はじめに	3
2	世界の児童労働者	5
2.1	「児童労働」という概念の誕生	5
2.2	労働者闘争と児童労働の制限に関する流れ	6
2.3	国際労働機関(ILO)による活動	7
2.4	世界の児童労働者数と分布	9
2.5	児童を守る国際的な規則と条約	10
3	トルコにおける児童労働	12
3.1	トルコにおける児童労働者の概念	12
3.2	トルコにおける労働者組織の誕生と児童労働の制限の流れ	12
3.3	ILO の児童労働者対策に関する取り組み～IPEC プログラム～	14
3.4	トルコにおける児童労働者数とその性質	18
3.5	トルコ国内の児童を守る法律	22
3.5.1	児童の労働保障	22
3.5.2	児童の労働に関する法律	24
3.5.3	若年労働者の労働環境	26
3.5.4	徒弟の労働保障	29
3.5.5	徒弟の労働に関する法律	30
3.5.6	徒弟の労働環境	31
3.5.7	徒弟の社会保障	32
3.5.8	児童・若年労働者と徒弟の労働保障監督	33
4	聞き取り調査～ある児童労働者～	34
4.1	調査の目的	34
4.2	調査の対象者と対象者の選定方法、調査期間	34
4.3	調査方法	34
4.3.1	Engin(17歳)の例	34
4.3.2	Paşa(16歳)の例	35
4.4	調査結果の考察	36
4.5	調査の反省点	37

5 おわりに	38
参考文献：	39

1 はじめに

Kağıtçıbaşı が 1970 年代に”Çocuğun Değeri”という児童の価値に関する調査を行った結果、児童が働く家族では、両親が子どもに経済的、また老後の保障的な価値を見出しているからである¹と述べている。工業化以前のヨーロッパや日本でもそうであったように、経済の発展していない第 3 世界では現在も子どもたちにそのような価値を見出しており、これは一世帯あたりの子どもの数とも関係がある。なぜなら、貧しい家庭では子どもの数が多くなければ農業などの家族基盤の経済活動は難しいからであり、また子どもの数が多いため、家族を養っていくためには子どもも働かなければならないからである。経済が発展し、子どもに家計の手助けや老後の保障を頼らなくてもすむようになると、子どもの価値は経済的な価値から精神的な価値に重きをおかれるようになり、子どもたちの経済活動への従事は一気に減ることになる²。

トルコは依然として多くの子どもが経済活動に従事している発展途上国のひとつであり、まだまだ児童に経済的価値を見出しているといえる。本論文では、世界とトルコの児童労働者の状況とその児童を守る法律に焦点を当てる。その結果からトルコの児童労働者が働かなければならないトルコ独自の理由は何なのかを導き出し、また一般的な児童労働者の例とどのような違いがあるのかを考察すべくアンカラの OSTİM の工場地域で聞き取り調査を行った。

第 1 章で世界における児童労働者について、世界的な児童労働者の分布やその性質、児童労働者という概念の発祥、児童労働者を守る国際的法律などに概説的に触れる。参考文献は İzzet Duyar, Barış Özener, *Çocuk işçiler Çarpık Gelişen Bedenler*, Ütopya Yayınevi, Aakara, 2003.を、特に児童を守る法律に関しては Emine Akyüz, *Çocuğun Haklarının ve Güvenliğinin Korunması: Ulusal ve uluslararası Hukukta*, Milli Eğitim Basımevi, Ankara, 2000.を用いた。

第 2 章ではトルコにおける児童労働者について、児童労働者の数や性質、児童を守る法律などをまとめた。参考文献は第 1 章と同じく İzzet Duyar, Barış Özener, *Çocuk İşçiler Çarpık Gelişen Bedenler*, Ütopya Yayınevi, Aakara, 2003.を、特に児童を守る法律に関しては Emine Akyüz, *Çocuğun Haklarının ve Güvenliğinin Korunması: Ulusal ve uluslararası Hukukta*, Milli Eğitim Basımevi, Ankara, 2000.を、統計に関してはトルコ国家統計局の資料を用いた。

第 3 章ではトルコのアンカラにおける OSTİM 工場地域で 2 人の児童労働者に聞き取り調査を行い統計や研究による児童労働者の性質と実際に働く児童労働者の違いを比較し考察

¹ Çiğdem Kağıtçıbaşı, “Türkiye’de Değişen Aile ve Çocuğun Değeri”, *Toplumsal Tarihte Çocuk: Sempozyum 23-24 Nisan 1993*, Tarih Vakfı Yurt Yayınları, İstanbul, 1994, p.32.(以下 Kağıtçıbaşı と略記)

² Kağıtçıbaşı, p.34.

した。

2 世界の児童労働者

2.1 「児童労働」という概念の誕生

児童が働かせられることは今日に特有の問題ではない。工業化以前の、すなわち農業が主流であった時代には子どもや青年が家族や親戚の仕事をすることは多くの文化において自然なことであった。そのころの社会では子供たちは親戚や知人に見守られ「過労」から守られている一方、その社会の規則は大人と同じように守らなければならなかった³。

児童が働かせられるという事実はどの時代にも存在していたひとつの事象であるが、「児童労働」という概念そのものはそう古いものではない。実際、工業化の始まり、19世紀初頭までこのような概念はなく、この概念の登場には児童労働力の性質の変化が重要な一因になっている。我々の予想に反して工業化は働く児童の数に大きな変化はもたらさなかった⁴が、児童労働とその利用の大きな転換点となったのは事実である。

そのころ成人男性が行っていた「重労働」は機械の導入により女性や児童たちによって簡単に行われるようになった。一方、農村部で畑仕事をしていた家族や都市近郊でよく見られた小規模工場の事業者は工業資本主義に対して、その存在を守れずに散在していき、これらの人々は大工場などで労働者として働くほかに手段はなかった。このような社会の中で、児童は歴史において初めて大きな集団として「組織的な」労働力と認められるようになった。つまり、「児童が働くこと」はこの時代以降「児童労働」に変わったとすることができる⁵。

18・19世紀は労働時間だけでなく労働環境や条件も究極に悪く、イギリスで幼い児童たちが夜中も働かせられており、その上労働条件は恐怖に満ちていたという記述もある⁶。また生活環境の悪さは病気の蔓延をもたらすことになる。児童労働者の問題はただ単に幼いころから仕事を始めること、長時間労働、労働条件の悪さ、また汚さだけではなく、単調で繰り返しの作業は彼らの力や、健康、「正常な」発達を害することを意味していた⁷。

³ İzzet Duyar, Barış Özener, *Çocuk İşçiler Çarpık Gelişen Bedenler*, Ütopya Yayınevi, Ankara, 2003, p.11. 以下 Çocuk işçiler とする。

⁴ Cunningham H., Viazzo P.P., Some issues in the historical study of child labour, *Child Labour in Historical Perspective, 1800-1895: Case Studies from Europe, in Japan and Colombia* (Cunningham H., Viazzo p.p., ed.), UNICEF international Child Development Centre, Instituto degli Innocenti, p.11-22.(著者未見、Emine Akyüz, *Çocuğun Haklarının ve Güvenliğinin Korunması: Ulusal ve uluslararası Hukukta*, Milli Eğitim Basımevi, Ankara, 2000, p.511(以下 Akyüz と略記)より。

⁵ Çocuk işçiler, p.p.12-13.

⁶ Çocuk işçiler, p.14.

⁷ Çocuk işçiler, p.p.15.

2.2 労働者闘争と児童労働の制限に関する流れ

最悪な生活・労働環境はついに労働者階級の闘争をもたらし、初期は賃金の値上げと労働時間の短縮とともに、児童の労働に制限をすることが求められた⁸。

イギリスでは 1802 年に施行された法律により労働環境の改善が予想されたが実現には至らなかった。闘争は 19 世紀の中ごろに成果をあげ始め、例えば 1840 年代末にイギリス、フランス、ベルギー、オランダで労働時間が短縮された⁹。

児童労働の制限に関しても同じ時期に成果をあげ始め、例えば、1833 年イギリス、1841 年フランスで工場法が施行された。この法律でイギリスでは織物工場で 9 歳未満の児童の労働が禁止され、フランスでは 8-12 歳の児童は一日 8 時間以上労働してはならず、12 歳までは義務教育を受けることになった¹⁰。

19 世紀末にかけて児童労働の制限に関する法的整備が増え始めた。これらの問題はすでに国際的な会議の場でも取り上げられ始め、会議では児童労働の状況も議題にあがっており、1890 年ベルリン、1905・1913 年ベルンで行われた会議はこれらの会議を代表するものであった¹¹。

1919 年は労働環境に関する問題の解決において大きな転換点となった。国際労働機関 (ILO: International Labour Organization: Uluslararası Çalışma Örgütü) の設立である。国際連盟に属したこの機関は、それまでに決定されたが実現されなかった事項を再び生き返させることになった。

ILO が力を注いだ問題のひとつは児童労働力の利用に制限をもたらすことだった。例えば ILO 基準の中で最も重要な条項のひとつは児童の労働開始年齢に関するものであり、これによれば、加盟国では 14 歳未満の児童を働かせることは禁止されている。

Duyar と Barış はこれらの対策の効果はまず西洋社会で出始め、実際これらの国々では児童労働が 20 世紀始めより減り始めたが、これに対して、ILO やその他の機関が考え出した理論が第 3 世界で有効であったと言うことはできないと述べている¹²。

Duyar と Özener は西洋社会で児童労働が減少した原因を以下の 4 つにまとめている：

1) 賃金の増加

20 世紀に入り、成人男性が家族を養っていくのに十分な賃金に値上がりしたこと、そして社会保障制度の組織化により、他の構成員が労働することが極端に減った。

2) 技術の進歩

⁸ Çocuk işçiler, p.16.

⁹ Kuczynski J., İşçi Sınıfı Tarihi, Üstün G. tr., İstanbul, 1968, p.93-4.(著者未見、Çocuk işçiler, p.17.より)

¹⁰ Tanner J.M., A history of the Study of Human Growth, Cambridge, Cambridge University Press, 1981, p.151. (著者未見、Çocuk işçiler, p.17.より)

¹¹ Çocuk işçiler, p. 17.

¹² Çocuk işçiler, pp 18-19.

3) 法整備

法の整備は児童労働の制限と予防に大きな意味をもたらし、児童労働力の利用に関して工業化した国々で大きな減少が見られた。工業化していない国では法整備がこの問題に大きな影響をもたらしていると言い切ることはできず、このよい例がトルコである。

トルコは 1930 年に出された法により 12 歳未満の児童の労働は禁止されたが法が完全に適用されていなかった。このような法の不完全さはトルコだけではなく、他の工業化していない国においても共通の問題であり、このため児童労働対策には法整備だけでは不十分であると Duyar と Özener は述べている¹³。

4) 義務教育

工業化した国々では義務教育制度が児童労働の減少に大きな効果をもたらした。しかし、トルコのような工業化していない国では教育が若者にとって将来を保障するものでないことが児童労働の撲滅にそれだけでは不十分であるという意味を持っている¹⁴。

ILO や他の機関と共に児童労働の対策として重要な意味を持っているのは、1923 年のジュネーブ子供の権利宣言である。また国際連合の設立(1945)とその後の「子供の権利宣言」の公布(1959)は児童労働の制限に大きな意味をもたらした。

「子供の権利宣言」は児童が様々な搾取や抑圧から守られること、商業的な商品として扱われない、身体的、精神的、道徳的な発達を阻害する恐れのある仕事をさせられないことを強調している。この宣言を基礎としてより大きな解釈をされたのが、国連が 1989 年 11 月 20 日の「子供の権利条約」である。

児童労働対策に関する最重要事項の一つは ILO によって承認された第 138 号「最低就労年齢に関する条約」である。この条約を批准した国は 15 歳未満の児童の労働を禁止することが求められており、途上国にはこの年齢を 14 歳として批准する特権を認めている。また、条約は若者の健康、安全、道徳に負の影響を与える恐れのある仕事において、最低年齢を 18 歳としている¹⁵。

しかし、これらの法律や条約が出されても、依然として後進国だけではなく先進国、資本主義国でも児童労働は存在する。Dorman¹⁶は公式の統計や多くの調査で、先進国で 15-18 歳の児童の 50%以上が労働力として存在していることを明らかにしている。

2.3 国際労働機関(ILO)による活動

¹³ Çocuk işçiler, p19.

¹⁴ Çocuk işçiler, p19.

¹⁵ Çocuk işçiler, p20.

¹⁶ Dorman, P., Child Labour in the Developed Economies, Geneva, ILO/IPEC Working Paper, 2001.

ILO は児童と児童労働者を守る多くの条約や勧告を出し、これら条約の多くが 1919-1921 年に 制定された。その後 ILO は全条約を再確認しながら児童による労働の安全性を確保する活動を行ってきた。また、様々な労働環境に求められる様々な制度や計画を実施することに力を注いだ。制度的な実施は最低労働年齢に関してよい結果をもたらすことになった。

ILO が制定した条約はテーマ別に 3 つに分けることができる。1 つめは最低労働年齢に関する条約である(第 5,7,10,15,33,68,60,112,138 号)。2 つめは深夜労働に関して(第 6,79,90 号)、3 つめは健康診断に関するものである (第 16,77,78,124 号) ¹⁷。

社会経済的必要性により児童は早くから働くことになるのであれば、早くから労働生活を始めることは初等教育を受けるべき児童たちに負の結果をもたらすことになる¹⁸。このため ILO は、制定した条約や勧告の中で最低労働年齢と義務教育の関係に力を注ぐことになった。この関係を表す条文のうちのひとつは勧告第 70 号である。この勧告は児童の多くが教育を受ける権利のある国で、児童が学校に行くために義務教育期間の年齢の児童が働くことを禁止した(第 17 条第 2 項)。2 つめの条文はというと、1945 年の国際労働会議での勧告である。この勧告により、労働政策で義務教育の年齢と労働年齢の引き上げを国々に勧告した¹⁹。

「就業の最低年齢に関する条約」第 138 号は 55 カ国の国が批准し 1937 年に採択された。以下のことが明記されている。

第 1 条

本条約が効力を発生している全ての加盟国は児童労働の効果的な撲滅を確実にするための国内政策を追及し、且つ雇用、或いは就業の最低年齢を年少者の身体、及び精神の申し分のない発達が達成されるレベルまで漸進的に引き上げる義務を負う。雇用最低年齢は義務教育終了年齢よりも低くてはならない。15 歳以下、危険な労働において 18 歳以下は労働させることはできない。

トルコは ILO が制定した条約のうち以下の 7 項目を批准した。

- ・ 舵取りと大砲を使う者が働かされるための就労最低年齢に関する第 15 号条約 (Trimci ve Ateşçilerin Çalıştırılması İçin Asgari Yaşı Konusundaki 15Nolu Sözleşme, 1959.5.25)
- ・ 海洋業に関わる児童の最低年齢の制限の決定に関する第 58 号条約 (Deniz İşlerinde Çalıştırılacak Çocukların Asgari Yaş Sınırının Belirlenmesine İlişkin 58 Nolu Sözleşme, 1968.3.1)
- ・ 放射能からの保護に関する第 115 号条約(Radyasyondan Korunma Konusunda 115Sayılı Sözleşme, 1968.7.3)
- ・ 一労働者が運ぶことのできる最高重量に関する第 127 号条約(Tek işçinin

¹⁷ Akyüz, p. 527.

¹⁸ Akyüz, p. 527.

¹⁹ Akyüz, p. 528.

Taşıyabileceği Yükün En Çok Ağırlığı Hakkında 71 Sayılı Sözleşme, 1972.11.30)

- ・ 工業で若者労働者の健康診断に関する第 71 号条約(Sanayide Genç İşçilerin Sağlık Muayenesi Hakkında 71 Sayılı Sözleşmesi, 1983.8.16)
- ・ 地下作業での就労最低年齢に関する第 123 号条約(Yeraltı İşlerinde Çalışma Yaşı Konusunda 123 Sayılı Sözleşmeler 1991.5.21)
- ・ 人材の評価について職業教育や派遣先について第 142 号条約(İnsan Kaynaklarının Değerlendirilmesinde Mesleki Eğitim ve Yönlendirilmenin Yeri Hakkında 142 Sayılı Sözleşme, 1993.1.8)
- ・ 工業部門で雇用される児童の最低年齢制限を明らかにする条約(Sanayi İşlerinde Alınacak Çocukların Asgari Sınırını Belirleyen Sözleşme)²⁰

2.4 世界の児童労働者数と分布

ILO の 1999 年の統計によれば²¹、現在、世界で約 2 億 6 千万人の子どもたち(5~17 歳)が、まともな教育を受けられずに働いている。国連の児童の権利に関する条約で、子どもは 18 歳未満と定義されているが²²、18 歳未満の子どもが従事する全ての仕事が児童労働とはみなされない。ILO はこのうち、(1)最低就業年齢(原則 15 歳、場合により 14 歳)未満の児童労働、(2)心身の健全な発達を脅かすような危険で有害な労働、(3)債務・強制労働、売春、麻薬取引などの無条件で最悪な形態の労働を児童労働とし、その撤廃に向けて国際機関の中でも先駆的な活動をしている。

ILO の調査によると、2000 年に世界で 2 億 1100 万人の子どもたち(5~14 歳)が経済活動に従事していることが明らかになっている。この数値は世界における同じ年齢層の全児童の 5 人に 1 人(23.0%)が働いていることを示しており、またそのうちの約 7300 万人の子どもたちは 10 歳未満である。5~17 歳の児童の労働人口は 3 億 5200 万人であり、また性別による就労の著しい違いは世界的に見られない。5~9 歳と 10~14 歳の年齢階層における男女はほとんど同じように経済活動に従事しているが、年齢を重ねると男子のほうが女子よりも多く働くようになる。

地域的に別に見てみると、アジアが最も多く、5~14 歳の経済活動に従事する者は 1 億 2730 万人おり、続けてサハラ以南のアフリカ(アフリカ)に 4800 万人、ラテンアメリカとカリブ諸国に 1740 万人存在する。経済活動に従事する児童の割合が最も高いのはアフリカで 15

²⁰ Akyüz, pp. 526-528.

²¹ <http://www.ilo.org/public/english/standards/ipecc/simpoc/others/globalest.pdf>

ILO, "Every Child Counts New Global Estimates on Child Labour", Geneva, April 2000
<http://www.ftcj.com/childlabour/jidou-roudou.htm#ilo182>

²² 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)第 1 部第 1 条

歳未満の児童の 3 人に 1 人が経済活動を行っている。この割合はそれぞれアジアで 19%、ラテンアメリカでは 16%である。

「児童労働者」は週に数時間だけ軽作業をする 12~14 歳の児童の労働者や 15 歳以上の「危険」とみなされない仕事をする児童の労働者を除いた「経済的に活動をする児童」よりもより狭い概念である。2000 年の世界における 15 歳未満の児童労働者数は 1 億 1800 万人、5~17 歳に年齢層を広げると、2 億 4600 万人であり、平均して男子のほうが女子より児童労働に駆り出されることが多いようだ。

また 5~17 歳の児童労働者の 1 億 7100 万人は危険に直面する仕事をしている。これは経済的な活動をする児童の約半数、全児童労働者の 5 人に 3 人が危険に直面する仕事に従事していることになる。男女で比較すると、女子(5 人に 2 人)よりも男子(2 人に 1 人)のほうが危険な仕事に従事する割合が高い。

ILO 憲章第 182 号第 3 条に示された最悪の形態の児童労働を含めると 840 万人が危険な仕事に従事している。人身売買 1200 万人、強制・債務労働 570 万人、武力紛争への強制的徴用 30 万人、売春・ポルノグラフィ 180 万人、薬物の生産や密売などの不正な活動 60 万人である。

2.5 児童を守る国際的な規則と条約

児童労働者を守る多くの国際的な規則や条約が存在する。

まず、1959 年 11 月 20 日に採択された「児童の権利に関する宣言」の第 9 条は児童労働の安全性を守る基礎が述べられている。第 9 条によれば「児童はいかなる怠慢や搾取に対しても守られるべきである。児童はいかなる形でも売買の対象にさせられることはない。児童は、いかなる状況においても健康と教育に害を与えるような、または身体、精神、道徳的な発達を阻害するような職業や仕事で働かせられることはない。」とされる。²³

1961 年 10 月 18 日採択された「欧州社会権利条約」の第 7 条は最低労働年齢を原則として 15 歳と定めている。しかし、15 歳未満の児童は軽作業で働かせられることはできる。重労働または危険を伴う労働に関しては 15 歳以上であることが証明されなければならないとしている。²⁴

条約では最低労働年齢と初等教育の間に関連性がもたらされたことにより、初等教育を終了していない児童たちは、この教育の権利を奪う仕事で働かせられることはない(第 7 条、第 1-3 項)。

児童が職業教育を受けるために、16 歳未満の労働者の労働時間は制限されることも考慮された(第 7 条、第 4-6 項)。また児童が深夜の時間帯に働かせられないことや、健康診断を行うことなどの条項も盛り込まれた。この条約は技術的な仕事の安全性からみて児童労働

²³ Akyüz, p.525.

²⁴ Akyüz, p. 525.

働者が直面する直接的または間接的な仕事から生まれる身体的または精神的危険性に対して保護されることについても述べられている(第7条第10項)²⁵。

トルコは「欧州社会権利条約」を批准したが1989年6月16日第3582号、条約の第7条第1, 2, 7, 10項は承認しなかった。これらはそれぞれ、児童の健康的、倫理的に害を与えない範囲での軽作業で働かせられること以外は最低労働年齢が15歳であること、危険または健康に害のある仕事での最低労働年齢の引き上げ、18歳未満の児童労働に対して年に最低3週間の有給休暇の権利を与えること、児童や若者が従事する仕事がもととなる危険に対して特別に守られることに関するものである²⁶。

欧州連合基本権憲章(2000年署名・宣言)第32条は、子どもの労働の禁止について述べている。

「雇用が許される最低年齢は、義務教育終了の年齢を下回ってはならない。

就労を許可された若年者は、その年齢に適した労働条件を享有し、また精神的搾取および、その安全、健康、もしくは肉体的、精神的、道徳的もしくは社会的成長を害し、またはその教育を妨げるおそれのあるいかなる仕事からも保護されなければならない」²⁷。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の第32条では、児童の有害労働からの保護について述べられている。これは1989年11月20日の国連総会で採択された最も新しい基準文書である。未批准国はアメリカとソマリアの二カ国のみである。

第32条

1「締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。」

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に(a)雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定めること、(b)労働時間及び労働条件についての適当な規則を定めること、(c)この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定めることが述べられている²⁸。

子どもの権利条約は「子供の経済的、社会的、文化的権利だけでなく、市民的、政治的権利にも触れているため」子供の領分にあつては、まさに一種の革命である。

²⁵ Akyüz, p. 526.

²⁶ Akyüz, p. 526.

²⁷ 国際条約集, 2005

²⁸ Akyüz, p. 526. 国際条約集, 2005。

3 トルコにおける児童労働

3.1 トルコにおける児童労働者の概念

アナトリアでは生活の大部分が農業や牧畜に依存していた時代、子供たちは他の社会でもそうであったように幼いころから家族や集団の仕事を手伝いながら育っていたため、特別な職業教育は存在しなかった。しかし、貿易の発展とともに手工業や職業の領域によって特別に訓練された人の必要性が出てきたためアーヒーリッキ協会 (ahilik kurumu) がこの必要性を補うものとして登場し、弟子—職人—親方 (çırak-kalfa-usta) という師弟関係が採用された。アーヒーリッキによって教育されたものは職業に関すること以外にも、集団の規則にも従わねばならなかった。

オスマン朝時代末期、特にタンズィマート以後になるとこの構造は崩れ始めた。西洋の急速な工業化と社会変化の波は遅くはあれオスマン帝国の地にも広まり始めたのである。

トルコにおける労働条件に関する最も古い数字的な資料は、タンズィマート時代のものがある。この時代は一日の労働時間が最も長かった時期で、第一次立憲制時代の一日の労働時間は 16 時間、賃金はもっとも悪く、この時代の児童労働に関するいくつかの文も挙げられている²⁹。例えばゾングルダック (Zonguldak) 村では 13-50 歳の村民が働いており 15 日を畑で、残りの 15 日を石切り場で働いていた³⁰。

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてオスマン帝国においても工業化とともにそれに伴った工場や事業所の増加がみられ、これは自然と労働者数の増加の原因となった。工場や事業所では若い少女や女性を始めとして子供たちが新たな労働力の源であり、当時の国営工場 (rişte-i amirane) では各地から何百人という孤児を集めて働かせていた³¹。労働力の需要の増加に伴ってそれまで田畑で家族単位で働いていた労働力の一部は工業やサービス業に流れた。またそのころが第一次世界大戦にあたったので、男子の労働力が減少し、それに伴って女性や児童の労働者の割合が増加した。実際 1913-15 年に 15000 人の工業従事者のうち 10% は女性と児童から成り立っており、この割合は 1927 年には 35% に達した³²。

3.2 トルコにおける労働者組織の誕生と児童労働の制限の流れ

²⁹ Gülmez M. (1985), Tanzimat'tan sonra işçi örgütlenmesi ve çalışma koşulları (1839-1919). *Tanzimat'tan Cumhuriyet'e Türkiye Ansiklopedisi*, 3, pp.792-802. (以下 Gülmez (1985) と略記)

³⁰ Gülmez (1985), pp. 792-802.

³¹ Donald Quataert, "The Workers of Salonica, 1850-1912", in *Workers and the working class in the Ottoman empire and the Turkish Republic 1839-1950*, Quataert D., Zürcher E.J., ed. Tauris academic studies, London, 1995, p.70.

³² Bahalamir A. (1982), "Türkiye'de imalat sanayiinde çocuk işgücü", *Nüfusbilim Dergisi*, 4, pp.99-117. (著者未見、Çocuk işçiler, p.24. より)

オスマン時代には労働者組織の最初の核が存在しており、彼らの最初の目的は労働条件と賃金の改善に関することであった。1908-15年に起きたストライキで一日の労働時間が10時間に縮小されること、女性と児童が工場で働かせられることを防ぐことが求められた³³。

共和国時代初期は、トルコの労働環境と児童労働に関して重要な変化はなく、農業を中心とした生産のため、労働力もこの分野にまだまだ集中していた。農業における生産は一般的に家族単位で行われていたため、この地域の子供たちはアナトリアで何世紀も続いてきた伝統的な生活をしていた。

オスマン時代末期に始まった工業化への努力は20世紀中ごろまで一般的な構造において重要な変化はみられない。

この時代、児童労働に関する法整備の中で1921年のエレリ炭鉱法(Ereğli Kömür Havzası Kanunu)と1930年の公衆衛生法(Umumi Hıfzıhha Kanunu)がある。エレリ炭鉱法は坑内の地下作業で18歳未満が、公衆衛生法では工場や事業所、鉱山で12歳未満が働かせられないことが明示された。また公衆衛生法では12-16歳の労働者は一日に最高8時間働くことができ、20時以降は働かせられないことが決定された³⁴。

共和国時代に入り、トルコで初の人口統計資料にもとづいて統計総管理局(İstatistik Umum Müdürlüğü)によって工業の状況とその特徴を明らかにするための全国的な調査が行われた。この調査により、4人以上の労働者がいる事業所で14万7千128人が雇用されており、うち2万2千684人、つまり15.4%が14歳未満の児童であることが明らかになった³⁵。第二次世界大戦期のトルコでは労働条件が悪化し、児童労働の増加も見られた³⁶。1940年に出された国家保護法(Milli koruma kanunu)によって労働生活に厳しい規則が設けられ、一日の労働時間は8時間から11時間に延び、女性や児童もこの原則に従った。週に一度あった休日はなくなり、工業部門で働く児童の数は2倍に膨れ上がった³⁷。

共和国時代に入ってから児童労働対策の転換点となったのは5年間の義務教育制度の導入である。義務教育は特に7歳から12歳の児童の労働を少なからず妨げることはなかったが、初等教育を受けるべき子供たちやそれ以上の年齢の児童を働かせることを防ぐためには不十分だった。

トルコの児童労働にとって重要な変化と転換があったのは1950～60年代である。1950年代に始まった農村から都市への移住の波は重要な意味を持っている。第二次世界大戦以降トルコでは大量のトラクターが導入された。その数は1952年に3万1145台だったのが、1973年は15万6139台、1983年は49万1千台、1986年は61万315台、1992年には72

³³ Güzel Ş., Tanzimat'tan Cumhuriyet'e işçi hareketi ve grevler, *Tanzimat'tan Cumhuriyet'e Türkiye Ansiklopedisi*, 3, 1995, pp.803-830.

³⁴ Çocuk İşçiler, p.25.

³⁵ DİE, *Türkiye'de Toplumsal ve Ekonomik Gelişmenin 50 Yılı*, Ankara, 1973, p.151. (著者未見、Çocuk işçiler, p.26ç より)

³⁶ Mehmet Şehmus Güzel, "Capital and Labor during World War II", in *Workers and the working class in the Ottoman empire and the Turkish Republic 1839-1950*, Quataert D., Zürcher E.J., ed. Tauris academic studies, 1995, London,

³⁷ Güzel, 1998, pp.197-224.

万 3000 台にまで増えた³⁸。1960 年代の初めに「緑の改革」(yeşil devrim) と名づけられた機械化と近代農業技術は伝統的な農村から大量生産型農業(yoğun-tarım)への変化の基礎を作った³⁹。農村にトラクターが導入されたことにより、機械が労働力余剰を生み出すことになった。一台のトラクターにつき 6 人の労働者が農村から出て行かなければならなくなり、今日までに 4~5 百万人の農民が農村を後にした結果になった⁴⁰。Ertürk は移住現象と急速な都市化は小作人が農業とそれ以外の仕事で働く結果になったと述べている⁴¹。この変化は家の中の分業を現実化させ、女性と高齢者は農村で農業をし、成人男性の労働力は農業以外の分野に移っていった。

農村での変化の結果、農村部の男性人口の一部、特に都市に近い村に住むものは移住をせずにその日に都市に行き仕事をしたが、他の一部は家族と共に都市に拠点を移さねばならなかった。都市近郊に建てられた工場や事業所は農村人口にとって魅力的な中心地になり、農村から離れた人口はこの中心地に流れていった。都市で増える人口はサービス業で新たな労働力の必要性をもたらし、これもまた移住の循環が続くことにつながった⁴²。

都市に流れた労働力の数はその時々により変化したため、常に、もしくは季節的に失業し、また農村へ帰れない集団を形成する結果となった。失業、または半失業状態の人々と都市で以前より仮小屋生活をしていた貧しい人々はゲジェコンドゥ(一夜作りの小屋)を生活の基礎とするようになった。社会の低所得者、または中所得者階級の子供たちは成人と共に家族の生活を手助けする、または職を手にするために労働力としてみなされ、これは 1950 年以後都市の児童労働力が著しい増加を見せたことで証明された。これらの変化は非公式部門の広がり大きな関係があり、世界の現状と同じように、トルコでも小規模な事業所や非公式部門に児童労働者が広がっていることが明らかになっている⁴³。非公式部門はトルコで 1950 年以後農村から都市への移住と共に出現し、その後社会的、経済的な発展と共に加速度を増した。このため、非公式部門と農村から都市への移住には大きな関係がある。

3.3 ILO の児童労働者対策に関する取り組み～IPEC プログラム～

ILO により 1991 年に「児童労働撲滅国際計画」(International Programme on the

³⁸ Keleş. R., *Kentleşme Politikası*, İmge Kitabevi Yayınları, Ankara, 1997, p.69.(以下 Ruşen と略記)、新井政美『トルコ近現代史：イスラム国家から国民国家へ』、みすず書房、2001、p.242。

³⁹ Çocuk İşçiler, p.25.

⁴⁰ Keleş, p.69.

⁴¹ Ertürk Y., Kırsal çocukların çalışma alan ve örüntüleri, *Türkiye'de Çalışan Çocuklar Sorunu ve Çözüm Yolları*(Kahramanoğlu E., ed.), Ankara HÜ Sosyal Hizmetler YO-Friedrich-Naumann Vakfı, pp.59-74.(著者未見、Çocuk işçiler, p.26.より)

⁴² Çocuk İşçiler, p.27.

⁴³ Bultay Tuncel. (1995), *Türkiye'de Çalışan Çocuklar*, Ankara, DİE-ILO, DİE Yay. No. 1840.

Elimination of Child Labour、以下 IPEC)⁴⁴が計画・実施され、トルコは最初の 6 カ国中の一つになった⁴⁵。これは児童労働予防のための各国への援助と世界規模でこの種の知識の構築を先導し、児童労働を段階的になくしていくことを目的としたプログラムである。1991 年に 6 カ国で実施され始め、今日では 60 カ国以上のくにで実施されている。

プログラムの目的は長期的と短期的の以下の二つに分けられている。

まず長期的目標は「児童労働の撲滅」、短期的目標は「児童労働の最も危険で搾取に最も近い形態をなくすこと」であり、長期的目標を達成する上での過程として労働条件の改善を求めている。

プログラムの基本的なストラテジーは、

1. 政府が児童労働に関して雇用者協会、労働組合、非政府組織、大学、メディアのような社会的組織と話し合い、共同で活動をする。
2. 児童労働の性質とその大きさを理解するために現在の状況を分析する。
3. 児童労働に関する問題に関して国家的政策を立てる。
4. 組織的なメカニズムの構築と現存する組織の強化。
5. 児童労働に関わる職場のレベル、地域若しくは国家レベルでの喚起をもたらす。
6. 対策の発展と実行。
7. 潜在的または現存する労働者をリスクから守る、または搾取や危険をもたらす仕事から回避させるような計画。
8. 児童労働について体系的に政治・経済政策や予算との一体化を図る。

である。

IPEC プログラムはトルコで 1992 年より、労働社会保障省、教育省管轄の徒弟広域教育所、国家統計局(Devlet İstatistik Enstitüsü、以下 DİE)、職人協会、労働者雇用者組合協会 (Türkiye İşveren Sendikaları Konfederasyonu、以下 TİSK)、大学機関が関わって実施された。このプロジェクトは全部で 7 つのプロジェクトが実施された⁴⁶が、そのうちのひとつとして TİSK が児童労働に関して行ったプログラムがある。

これは 1993 年より ILO-IPEC とともに進めてきたもので、その目的は

1. 働く児童たちを法に沿って働かせること、また教育を受けさせること。労働条件の改善に関して雇用者と関係者の関心を高め改善に努めること。
2. 健康、教育、相談サービスを享受すること。

である。

このプログラムは全体を 5 期にわけて実施された。

第一期 1993-94 「児童労働者に関する監査官の教育計画」

TİSK は ILO-IPEC と協力し、「児童労働者に関する監査官の教育計画」を始める。

⁴⁴ トルコ語名:Çocuk İşçiliğini Önleme Uluslararası Programı

⁴⁵ Çocuk İşçiler, p.30.

⁴⁶ Olcay Aydın, “Çalışan Çocuklar”, *Türkiye’de Çalışan Çocuklar Semineri 29-31 Mayıs 2001*, Ankara, DİE/ILO, DİE Yay. No. 2534.

TİSKはこの第一次期に各 TİSK 協会委員の所属先の労働者のうちどのくらいが 18 歳未満の児童であるか、また彼らがどのような身分で働いているかを調査するためのアンケートを実施した。これは 12 部門から 485 の会社と約 100 万人を対象に行われ、全労働者のうち 2.9%が児童であることが分かった。また 2.9%のうちの 94.1%が第 3308 号「徒弟と職業教育法」に沿った体験学習をするための職業訓練高校の学生であることが分かった。

第二期 1995.4-1996.3 「小規模金属業雇用者の関心を高める」

TİSK は第二期に「小規模金属業雇用者の関心を高める」という目的で「イスタンブルにおける小規模金属業雇用者に、特に徒弟制度に関しての知識を提供し、関心を高めさせる」というテーマを設けた。

第三期 1996.8-1997.7 「小・中規模金属業者における児童労働者の労働条件の改善」

第四期 1998.7-1999.7 「TİSK Çalışan Çocuk Bürosu」

直接児童と面接し、健康、衣服教育に関するサービスを提供し、1993 年以来継続されてきたプログラムを組織化することを目的とした「TİSK 児童労働者オフィス」が開かれた。

このオフィスは TİSK から見て一つの例になると共に、途上国の中でもひとつのモデルになると意味付けられた。

Marmara 大学健康教育学部の教授や学生が児童労働者に初期支援として健康的な栄養摂取についての知識が提供された。

また Fişek Enstitüsü Çalışan Çocuklar Bilim ve Eylem Merkezi Vakfı の協力によって 330 人の児童労働者の健康診断がおこなわれ、多くの児童に健康面で問題があることが分かった。

第 5 期 2001.4-2001.12

上記のオフィスを強化しつつ、児童労働者に制度化され計画的な援助を行う。

(Sanayide Çalışan Çocukların durumu ve TİSK'in faaliyetleri)

IPEC 実施以前、トルコの児童労働に関する資料は極端に限られていたが、このプロジェクトにより様々な調査やアンケートが実施され目に見えて増加した⁴⁷。それとともに、ここ 10 年でトルコにおける児童労働者対策の取り組みを手助けする様々な法的改正が行われた。

まず、義務教育が 5 年から 8 年に延長されたが、これはそれまでの 5 年制の義務教育が不十分であったように、年数が延ばされても児童労働者対策に不十分であることが予想さ

⁴⁷ ILO/IPEC, *Çocuk İşçiliğini Önlenme Uluslararası Programı(IPEC)Türkiye, 1998-1999*, ILO Ankara Ofisi, 2000.(著者未見、İzzet より)

れると Duyar と Özener は述べている⁴⁸。

もうひとつは 1998 年に ILO の第 138 号最低就労年齢の協定が批准された。

また、トルコにおける児童労働者の数や、地理的・分野的分布、児童労働力の人口統計学的・経済的な性質に関する資料はここ 10 年の調査で明らかになり始めた。

IPEC プロジェクトで政府人口統計局が ILO の協力のもとに 1994 年に行った調査⁴⁹で

- ・ 6・14 歳の未組織労働者人口は 1188 万 9 千人。うち 100 万 8 千人(8.5%)が経済活動をしており、このうち約 4 分の 3 (76.9%) が農業に従事している。
- ・ 工業 (10.8%) ,サービス (7.2%) ,貿易(5.1%)

この数値はトルコにおける全児童労働者数を表しているには程遠い。なぜなら 2 倍以上の子供たちが賃金を得ずに家事労働をしているからである⁵⁰。

ILO/IPEC プロジェクトの一環としてトルコ国家統計局が 1999 年に行った児童労働に関する調査(Çocuk İşgücü Araştırması)で、児童の移住に関する調査が実施されたが、この調査では農村から都市へ移住する児童が減少傾向にあるのに対し、都市から都市への児童の移住が増加し続けているということが分かった⁵¹。

Altıntaş⁵²はトルコにおける児童労働者が大都市の重要な問題として考えられるようになったのは 1990 年代におこった「強制的」移住の後、児童数の増加も人間的な発達を妨げる種類の職業が登場してきたこととともに現実化したと述べている。Göç-Der(2002)のレポートによると、1989-1999 年の間に 3438 の農村の家が壊され、4・4.5 百万人が移住させられた。彼らはトルコ国内で最低の生活水準とされる Diyarbakır, Van, Batman などの県の都市部や İstanbul, Ankara, İzmir, Adana, Mersin などの大都市でゲッター化せざるを得なかった。強制移住は人口統計学的や環境的にも、または政治・社会・経済の観点からも急激な激変と崩壊をもたらした。強制移住は法に沿って行われたものではないため、移住先の生活環境は整っておらず、この出来事自体が政治的な問題を含んでいたため公的権力は移住者への社会保障をすることはなかった⁵³。そのため強制移住をした家族は慢性的な貧困が続くのだった。1990 年代の新たな移住者がそれまでの移住と根本的に違うのは、それが「強制的」であるということであり、かれらは移住のための準備が不足しており、住む場所を選ぶ機会を与えられずにその地を去らなければならなかった。

Duyar と Özener は都市での児童労働者の広がりとはたつた一つの原因や、時期をもって説明することはできず、トルコで児童労働者が広く存在するのは、農村から都市への移住、

⁴⁸ Çocuk İşçiler, p. 30.

国家統計局の統計によれば、12-14 歳の働く児童数は 2001 年以降急激に減少していることから、義務教育年数の延長が何らかの効果をもたらしたといえることもできるであろう。

⁴⁹ DİE , Çocuk İşgücü 1994, Ankara, DİE Yay. No.1997, 1997.(以下 DİE, 1997 と略記)

⁵⁰ DİE, 1997, p.16.

⁵¹ Ayşe Karadumantaş, “İç Göçün Çocuk İstihdamına Etkisi”, Türkiye’de Çalışan Çocuklar Semineri 29-31 Mayıs 2001, DİE/ILO, DİE Yay. No.2534, pp.413-433.

⁵² Betül Altıntaş.(2003), Mendile, Simite, Boyaya, Çöpe... Ankara Sokaklarında Çalışan Çocuklar, İletişim Yay., Ankara, p.14.(以下 Altıntaş と略記)

⁵³ Altıntaş, p.15.

工業化、都市における貧困、非公式部門の広がり、教育の不十分さなど多くの原因が複雑に絡み合い、作用しあった結果としてみることができると述べている⁵⁴。

20世紀最後の25年で児童労働力と児童労働者の搾取を防ぐいくつかの組織的な取り組みが行われ、これらの取り組みのうち最も重要であるのは伝統的な方法で教えられていた親方と弟子間の修行制度が法的な枠組で捉えられたことである。

1977年に出された第2089号法により修行制度が徒弟教育と職人教育の二つからなることが承認された。これは、徒弟は応用的な教育は働いている仕事場で親方から教わり、理論的な教育は週に一度の公的な組織から得るというものだった。徒弟の職業教育を請け負う政府は、この方法で公教育から離れた子供たちが働きながら教育を受け続けることができることを見込んだ。しかし、この制度の当てはまる児童の数が1万3千人しかいなかったことから既存の組織を変えることは成功できなかった⁵⁵。

1986年に第2089号法の欠点を新たに整理しなおし、第3308号徒弟と職業教育の法（*Çıraklık ve Meslek Eğitimi Kanunu*）が承認されたが、この法でも教育を受けることができる児童の数は20万人にしか上らなかった⁵⁶。

この法が児童労働者の一部しか対象者にできないことから最善の解決策ではないことが分かるが、この法は2001年に *Çıraklık* がとれ「職業教育の法」（*Meslek Eğitim Kanunu*）に変わった。

3.4 トルコにおける児童労働者数とその性質

1999年にILOの協力のもと行われた調査では⁵⁷

- ・ 6-17歳の未組織労働者児童は1608万8千人。うち163万5千人は経済活動をしており、478万5千人は家事労働をしている。
- ・ 全児童労働者数は642万人に上った。
- ・ 農業従事者の割合は57.6%と減少した一方、工業（21.8%）、貿易（10.2%）、サービス業（10.4%）での割合は増加が見えた⁵⁸。

DİEの1999年の調査によれば⁵⁹、トルコで6-17歳の児童1千608万8千人のうち労働

⁵⁴ *Çocuk İşçiler*, p.28.

⁵⁵ Öztürk M., “Çıraklık eğitiminin problemleri”, *Türk-İş/Ostim ÇEM Çalışan Çocukların Sorunları Semineri*, Ankara, Türk-İş Çalışan Çocuklar Bürosu, 1994, pp.27-38.(著者未見、İzzet より。以下 Öztürk と略記)

⁵⁶ Öztürk, pp.27-38.

⁵⁷ DİE/ILO, *Türkiye’de Çalışan Çocuklar 1999*, Ankara, DİE, 2001. (以下 DİE/ILO, 2001 と略記)

⁵⁸ DİE/ILO, 2001, p. 51.

⁵⁹ DİE(1999), *Çocuk İşgücü*. <http://www.die.gov.tr>(以下 DİE, 1999 と略記)

力(家事労働を除く)とみなされるのは 182 万 5 千人である。男女別に見ると、6-17 歳の男子児童 820 万 4 千人のうち 116 万 4 千人が、女子児童 788 万 5 千人のうち 70 万 7 千人が労働力とみなされており、労働力として参加する割合は男子が 14.1%、女子が 8.9%と男子のほうが労働力としての参加率が高い。都市と農村別に見ると、都市の児童 957 万 7 千人のうち 67 万 9 千人が、農村の児童 651 万 2 千人のうち 114 万 7 千人が労働力としてみなされており、労働力として参加する割合は都市部の 7.0%に比べ農村部では 17.6%と農村部は都市に比べ 2 倍以上の割合である。

年齢層別に見ると、10-11 歳の年齢層と比較して 12-14 歳の年齢層で労働力に参加する割合が約 5 倍に、さらに 12-14 歳の年齢層と比較して 15-17 歳の年齢層でその割合は 3~4 倍程度に一気に跳ね上がる。これはトルコの初等義務教育が 7-14 歳までの 8 年制であり、また最低労働年齢が 15 歳(軽作業では 14 歳)であることに大きな関わりがあると見てよいだろう。また年齢層別の割合からみると農村部においてより低年齢の児童が労働力としてみなされる傾向にあることがわかる。

表 1：年齢別、労働力参加率による人口、トルコ全土⁶⁰

6-9	5 2 2 5	4 2	0.8
10-11	2 9 0 6	6 2	2.1
12-14	3 9 3 4	4 3 1	11
15-17	4 0 2 3	1 2 9 0	3 2.1
国 家 統 計 局 児 童 労 働 力、1999より著者作成			
単 位：1000			

表 2：年齢別、労働力参加率による人口、都市⁶¹

年 齢 層	全 児 童 数	労 働 力	労 働 力 参 加 率 (%)
6-9	3 1 5 1	3	0.1
10-11	1 7 0 2	13	0.7
12-14	2 2 7 1	1 3 3	5.8
15-17	2 4 5 3	5 3 0	2 1.6
国 家 統 計 局 児 童 労 働 力、1999より筆者作成			
単 位：1000			

表 3：年齢別、労働力参加率による人口、農村⁶²

⁶⁰ DIE,1999

⁶¹ DIE,1999

⁶² DIE,1999

年 齢 層	全 児 童 数	労 働 力	労 働 力 参 加 率 (%)
6-9	2074	39	1.9
10-11	1204	50	4.1
12-14	1664	298	17.9
15-17	1570	760	48.4

国家統計局 児童労働力、1999より著者作成
単位:1000

働く児童のうち 163 万 5 千人は経済活動をしており、478 万 5 千人は家事労働をしている。学校に通っているかいないかでこの数字の違いを見てみると、通学している者はより家事労働をするものが多く、通学していない者はより経済的な仕事に関わっており、この傾向に都市部と農村部の差はない。しかし、男女別で見ると、都市でも農村でも通学するものは男女問わずに家事労働が多いのに対し、通学していないものは男子が経済活動をし、女子が家事労働をするという傾向がある。

経済活動に従事する児童に関わる分野別では、農業が最も多く 94 万 2 千人で以前の統計より割合が減ったとはいえ全体の 57.6%を占めている。これに対し、工業は 35 万 6 千人、商業が 16 万 7 千人、サービスが 17 万 7 千人で、全体の割合では増加している。

この割合を通学しているかどうかで違いを見てみると、通学している者は農業に従事するものが 79%と多く、ついで商業 9%、サービス、工業の順でそれぞれ 5%である。通学していない者でも農業が 52%と多いが、ついで工業 25%、サービス 11%、商業 10%の順に変わり、より工業部門で働く者が増えている。どちらも農業が 1 番多いのは経済活動に従事する児童の 2/3 が農村部にいるためである。働き始めた年齢は 6-9 歳、10-14 歳、15-17 歳に分けると、10-14 歳が抜きん出ており、農村ではより低年齢のころから働く傾向がある。

表 4：働き始めた年齢層と通学の有無、経済活動の部門別児童数(トルコ全土)⁶³

学校に通う者

労働を始めた 年齢層	計	農 業	工 業	貿 易	サ ー ビ ス
6-9	105	97	3	6	-
10-14	171	136	8	18	9
15-17	19	-	5	5	8

国家統計局 児童労働力、1999より著者作成
単位:1000

表 5：働き始めた年齢層と通学の有無、経済活動の部門別児童数(トルコ全土)⁶⁴

⁶³ DIE, 1999

学校に通わない者

労働を始めた年齢層					
年 齢 層	計	農 業	工 業	貿 易	サ ー ビ ス
6-9	210	182	12	5	11
10-14	946	508	243	83	111
15-17	185	19	84	51	31

国家統計局児童労働力、1999より著者作成
単位:1000

では、児童たちはなぜ働かなければならないのか。働く理由別に見ると「家族の収入(家計)の助けになるため」が最も多く全体の38%を占めており、ついで「家族の経済活動を助けるため」が19%、「家族が望むため」の15%である。農村はこの順であるが、都市では2番目が「仕事を手にするため、職業経験をつむため」、3番目が「自分の必要なものを手に入れるため」である。

表 6：働く理由別にみる児童数(トルコ全土)⁶⁵

年齢層	働く理由						
	計	家計を助ける	家族の借金支払いを助ける	家族の経済活動を助ける	自分の必要なものを買う	仕事を勉強する	家族の望み
6-9	57	29	4	17	-	-	8
10-14	761	297	37	154	31	68	148
15-17	1724	651	88	330	128	197	249

国家統計局児童労働力、1999より 著者作成

単位:1000

次に、学校に行かない、または学校を中退してしまう児童の原因は何なのか。資料によれば、児童の30%は「学校に興味がないから」、次に23%が「学校の費用が高いから」、9%が「適切な学校ではないから」、「家事労働をして家族を助けるため」、「家族が許可を与えないため」となっている。トルコでは理論的には初等教育の費用はかからないことになっている。しかし、児童を学校に登録するときに学費の寄付が保護者に求められていることや、制服、教科書、その他の学用品を揃えるための費用は貧困層にとって工面することが難しくなる。よって、これが「自分の必要なものを手に入れるため」に働かなければならない児童が存在することにつながっていると考えられる。

その他の児童労働者の特徴

⁶⁴ DIE, 1999

⁶⁵ DIE, 1999

1.父親の職業と学歴

İzzet が行った調査結果では児童労働者の 3 人に 2 人の父親の職業は小売商または労働者であり、3 番目に多いのは公務員である。

ILO と徒弟公教育総務局が 1996-97 年に 47 の徒弟教育センターに通う 21,789 人の徒弟学生の家族や労働に関する特徴を明らかにした調査によると、生徒の父親の 28%が労働者、24%が自由業、21.6%が農業、10%が公務員、7.4%が職人、9.2%がその他の職業に携わっている⁶⁶。

父親の学歴については児童労働者の 4 人に 1 人(74.7 %)が小学校卒業、次に 5 人に 1 人(18.3%)が中学校卒業である。

トルコが 1992 年に IPEC のプログラムを始めた後、国家単位で児童労働者の状況を明らかにする調査が ILO の協力のもと国家統計局によって行われた。1994 年に行われた児童労働力に関するアンケートという調査によれば、都市部の工業部門で働く男子児童の父親は 64.3%が小学校卒業であることが分かった。また読み書きができない、若しくは読み書きできても学校を卒業していない父親の割合が 32.22%と高かった。

2.家族の大きさと兄弟の数

一家庭の子どもの数とその家族の経済状況は密接に関わっている。家族の経済状況がよければ子どもの数は少ない傾向にある。この傾向は多くの社会で通じるようにトルコでも同じように見受けられる⁶⁷。

3.5 トルコ国内の児童を守る法律

3.5.1 児童の労働保障

〈児童と若年労働者という概念〉

子どもの権利条約の第 1 条で「児童とは、18 歳未満のすべての者を言う。」と記されている。この「児童」(çocuk)という用語はトルコ民法(Medeni Kanun)で法的・専門的な用語としての年少者(küçük)に相当する。Küçük という用語は成年を意味する 18 歳未満の者をさし、トルコ労働法の年少者を保護する規則は、この 18 歳を基本としており、18 歳未満の年少者は年少労働者、18 歳以上の者には成人労働者といわれている⁶⁸。

トルコ労働法の中では、年少労働者の就労最低年齢に関係して、15 歳未満を児童労働者、

⁶⁶ Çocuk İşçiler, p. 81.

⁶⁷ Çocuk İşçiler, p. 83.

⁶⁸ Centel Takut, “Çocuklar ile Gençlerin İş Güvenliği”, İstanbul, 1982(著者未見、Akyüz, p.531.より、以下 Takut, 1982 と略記)

15～18歳未満を若年労働者の2つに分類している⁶⁹。ILOの第138号条約を批准したため、トルコ労働者組合評議会の就労最低年齢は労働法の適用外の職場においても、同じく15歳となる⁷⁰。以上のことからトルコにおける年少労働者の概念は年齢による区分であり、国際的な規範の中で定義されている児童労働者とは多少概念がずれている。本論文ではトルコにおける18歳未満の児童の「労働者」についてトルコ労働法に準じて「年少労働者」を、さらに15歳未満の者を「児童労働者」、15・18歳未満の者を「若年労働者」という用語を使用することにする。

〈労働安全と児童労働力利用の概念〉

労働安全とは、法律的な観点から、勤務中または労働から発生する危険性を無くす、又は減らすことについて使用者が民法にそって負うべき義務に関する規則の全てである⁷¹。この定義によれば、労働安全は労働から発生する危険性をなくすために定められる基準である。この義務を負う使用者は、労働者をその労働から発生する危険性から保護するために、法で定められた対策をし、政府も使用者がこれらの義務に沿っているか否かを監視する。

労働安全を児童労働の観点から見ると、就労最低年齢以下の児童を働かせてはならないということになる⁷²。なぜなら、定められた年齢以下の年少者たちが働くことは禁止されているため、彼らが働くときに発生する可能性のある危険性について述べることはできないためである。しかしながら、就労最低年齢以下の児童が働かされてはいけないうのに働いているとしたならば、彼らも労働者とみなされ労働法における保護法を適用されなければならない⁷³。

児童と若年者の労働の安全性を守ることに関するこの原則の目的は、年少者を搾取から守り、肉体的、精神的な健康を脅かすような危険性から守ることである。

一般的に児童労働力の搾取とは、18歳未満の児童が経済的若しくは教育的な点で、肉体的、精神的な健康を危険に直面させ、肉体的、精神的、社会的若しくは道徳的発達を害する、教育を受ける権利を脅かすような仕事で働かせることである⁷⁴。

児童労働力の搾取を児童労働と区別する基本的な原則は以下のように定義される：

- ・ その仕事が人間の名誉を傷つけるようなものであること
- ・ 児童をかなり早い年齢から長時間にわたり働かせられること
- ・ 肉体的な成長や成長期に沿わない肉体的な健康や発達にリスクがある環境や仕事で働かせられること

⁶⁹ Takutはトルコの法制度の観点から15歳未満を児童労働者と認めているとみなすことができる」と著書の中で述べている。

⁷⁰ Akyüz, p. 531

⁷¹ Takut, 1982(著者未見、Akyüz, p.531 より)

⁷² Akyüz, p. 532

⁷³ Kenan Tunçomağ, “Çalışma Hayatında Çocuk ve Genç İşçiler”, İ.Ü.İ.Fak. Çalışma ve Endüstri İlişkileri Araştırma Merkezinin Konferansları, 31 Kitap, İstanbul, 1982, p.70.(以下 Tunçomağ と略記)

⁷⁴ Akyüz, p. 532

- ・ 労働開始時間がかなり早いこと
 - ・ 深夜労働させられること
 - ・ 労働時間が長いことにより年齢にあった遊戯や運動、娯楽のような必要性を満たされないこと
 - ・ 週末や祝日に働かせられること
 - ・ 年間休暇が使わせてもらえないこと
- などである⁷⁵。

3.5.2 児童の労働に関する法律

A. 就労最低年齢

労働法によれば、就労最低年齢は原則的に 15 歳である(労働法第 67 条第 1 項)。しかし、例外的に 13 歳以上の児童は健康や発達、学校や職業教育に害を与えない職業においては働くことができる(労働法第 67 条第 2 項)。

海洋業法では最低労働年齢に関する原則は記されていない。しかし、第 58 号条約はトルコにより批准されているので、船舶業に関して 15 歳未満は働かせられない⁷⁶。

労働法適用外の職業⁷⁷では公衆衛生法(UHK: Umumi Hıfzıhha Kanunu)の就労最低年齢に関する第 137 条が適用される。この条によれば 12 歳未満の児童は働かせられないとしている⁷⁸。

義務教育を受けるべき年齢の児童は働かせられない、または働いているとしても教育を受ける権利を奪われてはならない。このため基本的には、初等教育を受ける義務を必ず行使しなければならず、また初等教育を終了させた後に児童は働くことができなければならない⁷⁹。

第 222 号初等教育法(İlk Öğretim Kanunu: İÖK)第 59 条によると、初等教育を受ける時期であるが、初等教育組織に通い続けることができない者は、公的又は民間の職場若しく

⁷⁵ Akyüz, p. 532

⁷⁶ Deniz İşlerinde Çalıştırılacak Asgari Yaş Haddinin Tespiti hakkında 58 Sayılı Sözleşme(1936)

⁷⁷ 第 1475 号労働法第 5 条は以下の職業においてこの法律が適用されないことを明示している：海洋・航空業、農業、家族の構成員若しくは親族間の家内労働または手工芸、家事労働、第 507 号法第 2 条に示された 3 人が働く事業所、18 歳以下の徒弟、カプジュ(kapıcı)、スポーツ選手、ボランティア組織で働く者、復帰訓練をする者。Filiz ANIK “Çalışan Çocuklarla İlgili Yasal Düzenlemeler”(著者未見、Akyüz, p.533.より)。

⁷⁸ Tunçomağ ; Centel T., “Türk İş Hukuku Açısından Çocuk ve Genç İşçi Haklarının Avrupa Sosyal Şartı İle Korunması”, 1990, p.126.(著者未見、以下 Türk İş Hukuku と略記)

⁷⁹ Orhan Tuna, “Sanayide Sayı ve Çocuksayının Korunmasına Matuf Mevzuat”, 1943; Takut 1982(著者未見 Akyüz, p.533.より)

はどのような職業であるに関わらず労働を必要とするその他の場所で賃金労働若しくは無賃金労働させられない。しかし、初等教育組織に通い続けていることを証明することができる者の労働については、労働が授業時間外で行われるという条件のもと許可を与えるものとする(İÖK 第 59 条第 2 項)。学校に通う者の労働時間は、授業時間に差し支えないように定められ、授業時間は労働時間とみなされる(İK.第 67 条第 2 項)。この点において労働法と初等教育法は労働法が就労最低年齢を 15 歳と定めていることから双方に一致している。しかしながら、公衆衛生法第 173 条で就労最低年齢が 12 歳と定められていることは、その他の法律よりも低年齢であるために労働法が適用されない職業において、特に農業においては 15 歳未満の児童が働かせられる結果になっている。しかし、第 4306 号法で初等教育の義務が 8 年に引き上げられたため、15 歳未満の児童が働かせられることは法的な観点で大きな予防となった⁸⁰。

労働法第 65 条によって定められたこの原則はトルコが批准した第 138 号 ILO 条約に適用しているが、公衆衛生法第 173 条によって定められた最低年齢が 12 歳であるのはかなり低く設定されているといえる。この原則も ILO 条約と、また第 4306 号 8 年制の義務教育に関する法と労働法に沿った形にされるべきであると Akyüz は述べている⁸¹。

B.重労働と危険な業務での労働年齢

労働法によれば、16 歳未満の児童は重労働と危険な業務をさせられない(İK.第 78 条)。どのような仕事が重労働と危険な業務であるか、又 16 歳から 18 歳の児童たちがどのような重労働と危険な業務で働くことができるかについては関連規則で明らかにされている(İK.第 78 条)。このような原則の必要性から重労働又は危険な業務の規則(Ağır ve Tehlikeli İşler Tüzüğü)が出されたが、それらの仕事については明言していない。最高裁判所第 9 法務局(9.hukuk dairesi)は重労働と危険な業務という条件の規則で明らかにされていない職業でも重労働と危険な業務とみなされることを明らかにしている⁸²。

重労働と危険な業務は、通常の労働力を超え健康を害する危険性のある仕事であり、仕事が重労働で危険であることは、労働者によってではなくその職業で働く労働者の平均により、また客観的な視点により明らかにされている⁸³。

重労働と危険な業務の規則によると、16 歳未満の者は重労働と危険な業務をさせられることはない(第 2 条第 11 項)。同条の第 1 項によると、規則内で明らかにされている職業で 16 歳から 18 歳の若年者は働かせられない。しかし、専門または職業教育をする学校を卒業し、その分野に関する仕事について熟知した者に関しては、16 歳以上の若年者が規則内の第 35-62 の間に列挙された仕事で働かせられることができる。

⁸⁰ Akyüz, p. 533.

⁸¹ Akyüz, p. 533.

⁸² Akyüz, p.534.

⁸³ Akyüz, p.534.

公衆衛生法は 12 歳から 16 歳までの児童が働くことを禁じており、健康を害し危険を伴う仕事がどのようなものであるかについては、労働法で明示された原則に基づくものとしている (UHK 第 179 条第 4 項)。労働法によって決定された重労働と危険な業務の規則は労働法が適用されない、つまり債務法(Borçlar Kanunu)に則さない若年労働者に適用される。公衆衛生法は 16 歳未満の若年者が重労働と危険を伴う労働をさせられることについて労働法をもとに整備されたが、16 歳から 18 歳の児童については整備されていない。この点についてトルコが新たに批准した第 138 号 ILO 条約によって補完されることが必要である。第 138 号条約の第 3 条によれば、若年者の生活、健康また道徳的な観点から危険な職業で最低年齢として 18 歳未満は認められない。しかし、トルコの現状または権力をもつ機関は例外的な原則を用いて 16 歳以上の若年者がある職業で働くことを、つまりそれらの職業が生活、健康また道徳的に完全に保護されること、そしてその職業について教育を受けているという条件のもとで認めている。このようにして労働法適用外の職業においても 16 歳から 18 歳の児童は、重労働と危険な業務の規則がこれまでにあげてきた原則を適用すると場合働くことができる。

C.地下または水面下での最低労働年齢

労働法第 68 条によれば、18 歳未満の者が地下または水面下で働くことは禁止されている。鉱坑での仕事は多くが地下の鉱石を掘り出すことに関係している。水面下での仕事は下水道、トンネル工事、地下水の下にある植物や生物、ミネラルなどの採掘を含む。

労働法第 5 条適用外の職業で地下または水面下の労働がないため、全ての地下作業は労働法第 68 条の原則に則している。

D.娯楽産業

公衆衛生法第 176 条によれば、その地方の行政によってバー、キャバレー、ダンスホール、カフェ、カジノ、ハمامで 18 歳未満の児童が働くことは禁止である。この原則によって定められた仕事場としてみなされるものに制限はない。児童の道徳的発達を害する性質のある全ての娯楽産業はこの原則に当てはまる。

3.5.3 若年労働者の労働環境

A. 通常労働時間

労働法によれば、原則として労働時間は週に最大 45 時間である。

公衆衛生法によれば 12-16 歳の児童は一日に最大 8 時間働くことができる(UHK 第 173

条第 2 項)。この原則は労働法が適用されない職業において働いている児童に適用される。またこの原則は労働法が適用される仕事で働く 15・16 歳の児童にも適用される。これは UHK173 条が児童と若年者の労働保障を保護するための一般的な保障規範であるためである⁸⁴。また 16 歳以上の全ての児童労働者はその仕事場で定められている通常労働時間にしがっている。

労働法第 67 条第 2 項によれば、学校に通う者の労働時間は授業時間を妨げない形で調整され、授業時間は 7.5 時間の労働時間の中に含まれなければならない。この法が学校という単語を使用したために、18 歳未満の学校(高校、職業学校も含む)に通う全児童の一日の労働時間は学校の授業時間も含めて 7.5 時間である(Tunçomağ)。

B. 超過勤務

労働法第 35 条 f 項によれば超過勤務の規則(Fazla Çalışma Tüzüğü:FÇT)に応じて、15 歳未満は超過勤務させられない(FÇT. m.4/a)。16 歳以上の若年労働者に関しては法律の範囲内で超過勤務させることができる。

C. 休憩

トルコの法律では児童の休憩に関する特別な原則は定められていない。このため、成人労働者に適用されている一般的な原則が児童労働者にも適用される。

D. 深夜労働⁸⁵

深夜とは、「労働生活で遅くとも 20 時から朝 6 時までの、最大 11 時間の間」をさす(İK.m 第 65 条第 1 項)。児童労働者のための深夜時間の始まりと終わりの時間は労働省により規則が設けられている(İK.第 65 条第 2 項)。

公衆衛生法は 20 時以降の仕事を深夜労働としているが、深夜労働の終わりと長さについては明示していない。

労働法第 69 条によれば、工業部門において 18 歳未満の男子労働者とあらゆる年代の女子の深夜労働を禁止している。

労働法が適用されない職業に関しては公衆衛生法第 174 条が適用される。この原則によれば、12・16 歳の児童の深夜労働は禁止されている。労働法と公衆衛生法を合わせて解釈す

⁸⁴ Engin Murat, "Gençlerin İş Güvenliği", Çimento İşveren Der., 1994, p. 9(以下 Murat 略記); Türk İş Hukuku, p. 156(著者未見、Akyüz, p.536.より)

⁸⁵ 資料では gece dinlenmesi(深夜休憩)と書かれているが、内容から深夜労働の禁止について述べられているという著者の判断により、本文では「深夜労働」と記した。

ると 16・18 歳の若年労働者の深夜労働は認められるという結果に達する⁸⁶。

E. 週休、国民の祝日、休日

第 394 号週休に関する法(Hafta Tatil Hakkındaki Kanun)の第 1 条と労働法第 41 条に応じて週に 6 日働く労働者に最低 1 日休日が与えられる。週休に関して児童労働者への特別な原則は定められていない。成人労働者のように児童労働者も週休に関しては上記のような原則に従っている。しかし、児童がこの原則によって利益を得るためには、小学校に通う 16 歳未満の児童労働者がその週の休日に休まなければならない。なぜなら、教育を受けている児童労働者にとっての本当の意味での休息は、学校に行く日と仕事場でのその週の休日が重なり合わないときに成り立つからである。

F. 年次有給休暇

労働法第 49 条第 2 項によると、18 歳未満の児童労働者に与えられるべき年次有給休暇は 18 日以下になることはない。しかし、児童が本当の意味で利益を得るためには休暇を利用するときに学校の休暇中である必要があるにもかかわらず、労働法では雇用者にこれを強制的にさせるような原則はない⁸⁷。徒弟と職業教育法(Çıraklık ve Meslaki Eğitim Kanunu)で若年労働者の有給休暇の権利は定められているが債務法(Borçlar Kanunu)にあてはまる労働者にはこのような原則は定められていない。このため債務法に沿って働く若年労働者は年次有給休暇やその他の休暇権利を行使できない。1982 年憲法によれば、休息は労働者の権利である。有給の週休や祝日休暇と有給休暇の権利・条件は法により定められている。憲法はこの原則と有給休暇権を社会権として認めた⁸⁸。以上のことから債務法でも児童と若年労働者の年次有給休暇とその他の休暇の権利に関する原則が定められることが必要とされている

G. 若年労働者の健康検査

若年労働者の健康検査が行われることは彼らの体格にあった職業につくという目的があるが、思春期の健康検査は職業病を早く発見するというような、若年労働者の成長期を監視下に置くという機能もある。

労働法第 80 条によると、「13・18 歳までの児童はいかなる仕事につく前に、仕事の性質や条件により身体がその仕事に絶えられるかを報告書であきらかにすること、また 18 歳までは少なくとも 6 ヶ月に 1 度同じ形式で医師の診断を受ける義務がある。」

⁸⁶ Takut, 1982.(著者未見、Akyüz,p.537.より)

⁸⁷ Takut, 1982, p.174. (著者未見、Akyüz,p.538.より)

⁸⁸ Murat, 1994. (著者未見、Akyüz,p.538.より)

労働法の第 79 条によれば、重労働と危険な業務で働く労働者が仕事を始めるとき又仕事を継続するときその種の仕事に適しているという報告書を入手しなければならない。

これらの原則は労働法に適用する若年労働者についてもあてはまる。

トルコが 1983 年 8 月 16 日に批准した ILO 条約は健康検査が重労働や危険を伴う労働で 21 歳まで行われることが定められている。よって、重労働と危険を伴う仕事に関する規則で 18 歳と定められた制限をこの条約に当てはまるように延長することが必要である。

3.5.4 徒弟の労働保障

トルコの児童労働者の重要な一部を占めるのがトルコに数多く存在する小規模工場で徒弟として働く児童の存在である。非公式教育の一部である徒弟教育は国の労働力を増加させ、一方では各々の能力に応じた職業で働くことを確かなものになっている⁸⁹。

今日の徒弟法(Çıraklık Kanunu)は 1977 年 6 月 20 日に承認された。第 2089 号法「徒弟・職人・親方法」という名のこの法律は国家に積極的な形で職業教育に関わらせる働きはなく、制度としての役割を広めたのみであった。これに対して徒弟、職人、親方は別々に定義され、いくつかの社会権が与えられた。

しかし、実際にはこの法律で期待されていた結果はもたらされなかったため、1986 年に第 3308 号「徒弟と職業教育法(Çıraklık ve Mesleki Eğitim Kanunu:ÇMEK)」が出された。

第 3308 号法は、職業教育の諸問題を解決するために第 2089 号法とはかなり異なったモデルになった。第 2089 号法が徒弟、職人、親方を階級に分ける形で職業教育の問題を解決しようと試みられたのに対し、第 3308 号法は職業教育をより広い観点から捉え、徒弟、職人、親方という階級を分けるだけでなく、工場での職業教育を制度に加えた。このようにして、この法は、小規模工場で行われることが予想される徒弟・職人教育と、公的な職業教育学校で課せられる体験教育を別々のものとして定義した。

第 3308 号法の第 3 章第 1 部は徒弟・職人教育を第 2 部は工場での職業教育についてまとめられた。ひとつは非公式教育、もう一方は公教育の範疇に入るこの 2 種類の教育の性質的な観点からそれぞれが別々の職業で行われることが予想された。徒弟・職人教育は第 507 号法が適用される職場で行われるが(ÇMEK 第 13 条)、工場での職業教育は 50 人以上の労働者が働く工場でおこなわれる。

50 人以上の労働者が働く工場で、雇用者は働いている労働者の数により一定の割合で職業高校の生徒に指導をするという義務がある。50 人未満の労働者が働く場所では必要であればこの法律の原則に基づいて職業教育をさせることができる(ÇMEK 第 23 条)。

⁸⁹ Erkan Gülsevin, *İş Hukuku ile Sosyal Sigorta Hukuku Açısından Çırakların Hukusal Durumları*, 1976.(著者未見、Akyüz, p.540.より)

法律で徒弟への教育と職業高校の生徒への教育は別々の規定と長さが定められている(ÇMEK 第 12 条第 1 項, 第 20 条)。

徒弟と職業教育法は、第 507 号小売商と小規模芸術家法(507sayılı Esnaf ve Küçük Sanatkarlar Kanunu)、第 5590 号法により設立された貿易工業協会と貿易株式取引所協会法(Ticaret Borsalar Birliği Kanunu)により設立された職業組合の一員である職場や公的組織の職場を含んでいる(第 2 条)。

このようにして徒弟教育は第 507 号法の小売商と小規模芸術家に属す職場を基本として考えられている。しかしこのような職場には徒弟を雇用する義務は課せられていない。このような職場は 18 歳未満の者を働かせたければこの法の原則に基づいて徒弟協約が交わされることと法の原則に基づくことが求められる。

この法律は、徒弟教育、体験教育のいずれかを行う職場には十分に文化や知識を携えた、職業や伝統の教え方について教育を受けた者、すなわち「親方教育」を受けた者がいることが義務付けられている。

3.5.5 徒弟の労働に関する法律

A. 就労最低年齢

ÇMEK によれば、この法律にあてはまる職場で徒弟になるためには 14 歳以上 19 歳未満でなければならない(第 10 条 a 項)。この法律の第 10 条 b 項によれば、徒弟を始めるためには少なくとも初等教育を終了しなければならない。初等教育を終了した者はある職業への準備段階として徒弟になるまで徒弟候補生として教育を受けることができる(ÇMEK 第 9 条)。

債務法(Borçlar Kanunu)に当てはまる徒弟の最低就労年齢は公衆衛生法第 173 条により 12 歳である。しかし、12 歳の時点で 8 年制の義務教育期間を終了していないため徒弟教育を始めるためには実質 14 歳以上でなければならない。

B. 重労働と危険を伴う労働

徒弟と職業教育法によれば、重労働と危険を伴う労働については関係機関の見解を踏まえつつ省庁によって定められる。教育省はこの種の職業で徒弟として働きたい者に、職業によっては徒弟開始年齢を 14 歳若しくは 15 歳としている。

債務法には徒弟が重労働と危険を伴う労働で働くことに関する原則は明示されていない。公衆衛生法で 12-16 歳の児童の労働が禁止されている、健康に害のある危険な仕事は若年労働者と同じように徒弟にも適用することができる⁹⁰。なぜなら公衆衛生法の労働年齢に関

⁹⁰ Murat, p. 5. (著者未見、Akyüz,p.540.より)

する第 173 条では「労働者と徒弟」という言い回しが使われており、また後続の文には労働者と徒弟の区別はなく、「児童」という単語にまとめられているからである。

労働法第 78 条は 16 歳未満の児童が重労働と危険を伴う労働で働くことはできないと明示しているため、原則として債務法に当てはまる 16 歳未満の児童が重労働と危険を伴う労働はできない。また重労働と危険を伴う労働の規則は 16 歳以上の児童がそれらの労働をするために職業学校を終了しその分野の知識を十分に習得することが求められているため、債務法に当てはまる 16・18 歳の児童がこれらの労働を徒弟として行うこともできない。なぜならこの原則が技術学校を終了した学生を焦点としているため徒弟はこの原則に当てはまらないためである。また 16・18 歳の児童が徒弟として重労働と危険を伴う労働で働くことは児童の権利条約の様々な条項に反することである⁹¹。

3.5.6 徒弟の労働環境

A. 労働時間と超過労働

第 3308 号法で労働時間に関する原則は設けられていないが、徒弟教育規則(Çıraklık Eğitimi Yönetmeliği)は徒弟が職場の労働時間に従って働くことを明示している(第 24 条第 2 項)。また労働法第 61 条、67 条と公衆衛生法第 173 条第 3 項は徒弟にも適用される。これにより、第 3308 号法に当てはまる 13・15 歳の徒弟は一日に 7.5 時間、15・16 歳の徒弟は最長 8 時間働くことができ、16 歳以上の徒弟は週間労働時間を労働日で割った長さだけ働くことができる。債務法に当てはまる徒弟に関する原則はないが、彼らに公衆衛生法第 173 条第 2 項を当てはめられる。この原則によれば 16 歳未満の徒弟は一日に最長 8 時間、16 歳以上は一日の通常労働時間働くことができる。

同じように労働法の超過労働規則は徒弟にも当てはめられ、徒弟と職業教育法に順ずる 15 歳未満の徒弟に超過労働をさせることはできない。債務法に順ずる 16 歳未満の徒弟は公衆衛生法第 173 条第 2 項により一日に最長 8 時間働くことができる。16 歳以上の徒弟は職場の超過労働規則に順ずる。

B. 休憩

徒弟は成人労働者と同じ休憩に関する原則に従う(İK 第 64 条, BK 第 334 条第 1 項)。トルコの法律に児童労働者や徒弟のための特別な休憩に関する原則が定められていないためである⁹²。

C. 深夜休暇

⁹¹ Akyüz, p. 542.

⁹² Akyüz, p. 543.

徒弟と職業教育法によれば、徒弟の教育において労働法第 69 条が適用される(ÇMEK 第 12 条第 5 項)。これによると工業部門で 18 歳未満の男子と全ての女性は深夜労働させられない。この原則により、工業部門で徒弟として働く 18 歳未満の児童は深夜労働させられない。

徒弟と職業教育法が適用される工業部門以外の職業に従事する徒弟はというと公衆衛生法第 174 条が適用される。この原則によれば 16 歳未満の児童は深夜労働させられない。

債務法が適用される徒弟は原則として深夜労働させられない。

D. 週間休暇と年間有給休暇

徒弟と職業教育法によれば徒弟候補生と徒弟、また事業所で職業教育を受ける生徒は、事業所により毎年休みの月に年間有給休暇を与えられる。また正当な理由が認められれば校長の監督のもと 1 ヶ月まで無給休暇を与えられる(第 26 条)。

債務法が適用される徒弟は原則的に日曜日、例外的にその他の日を休日とする権利がある(債務法第 330 条第 3 項)。しかし、この休暇は無給である。債務法で徒弟の年間有給休暇に関する規定は定められていないため、このような権利を利用することはできない。

Emine はこのような現状に対し、徒弟若しくは全ての児童労働者に子どもの権利宣言の第 32 条に応じた有給休暇が与えられるべきであると述べている⁹³。

E. 徒弟の健康診断

徒弟と職業教育法によれば、徒弟の体格や健康状態は従事する職業で必要となる作業を行うのに適切でなければならない(第 10 条 c 項)。このため、徒弟教育規則は徒弟候補生と徒弟が適切な医師の診断を受け報告書を提出することを求めている。

徒弟期間中の健康診断についての原則は現在存在しないが、トルコが 1983 年 8 月 16 日に批准した第 77 号 ILO 条約は徒弟と若年労働者の区別を設けず、工業部門に従事する全ての児童が就業に当たり健康診断書を得ること、またこの診断書が毎年更新されることを求めている(第 2, 3 条)。

債務法を適用する徒弟の健康診断に関する原則は現在存在しないが第 77 号条約がこの場合にも適用できる⁹⁴。

3.5.7 徒弟の社会保障

徒弟と職業教育法によれば、徒弟候補生と工場で職業教育を受ける生徒は徒弟契約を結ぶ

⁹³ Akyüz, p. 544.

⁹⁴ Akyüz, p. 545.

ことにより、第 506 号社会保険法の労働災害や職業病の保険を適用することになる。保険料は労働法第 33 条により年齢に応じた最低額の 50%以上が政府予算に貯蓄された支払いで補われる（第 25 条第 4 項）。社会保障法第 3 条第 2 項によれば特定の法律でその性質を明示されている徒弟について傷病、老年、死亡保険は適用されず、このため徒弟と職業教育法に適用する徒弟は長い間様々な保険の適用外であった。

債務法を適用する徒弟が労働災害保険を適用されるかどうかは法律家の意見が分かれるところである。Akyuz は債務法に順ずる徒弟が社会保障の利益を得られないことは、憲法第 60 条で明示された全国民が社会保障の権利を有し、政府はこの保障を確実にするための措置を講じ組織を編成するという原則に反している。このため政府は債務法に順ずる徒弟も社会保障の権利を行使できるための整備が必要がある⁹⁵と述べている。

3.5.8 児童・若年労働者と徒弟の労働保障監督

以上のような児童・若年労働者の労働保障に関する原則を監督するための特別な機関は存在しないが、一般的な労働保障監督に含められている。これらの機関は、労働省管轄の労働監査機関、厚生省、教育省、国防省、社会保険協会である。しかし、これらの関係機関は連携がなく管理が行き届いていない⁹⁶。また Emine はこれに対し、労働監査官の数が不足していることや、小規模な事業所の数の多さなども監査体制の不備に繋がっているため、より連携の取れた監査体制と教育された労働監査官がより必要であると述べている⁹⁷。

⁹⁵ Akyüz, p. 546.

⁹⁶ Akyüz, p. 546.

⁹⁷ Akyüz, p. 546.

4 聞き取り調査～ある児童労働者～

4.1 調査の目的

実際に働く児童労働者に会って話を聞くことで、第2章で取り上げた児童の働く理由やその状況を、現状と照らし合わせることができる。またそれらの結果より児童を保護すべき法律は果たして、実際に機能しているかどうかを確認する。

4.2 調査の対象者と対象者の選定方法、調査期間

Ankara の ÖSTİM にある工業地区で働く 2 人の児童労働者を調査対象とした。いずれも 18 歳未満の児童とみなされる労働者である。彼らの選定方法については、同工業地区に知り合いを持つ知人の紹介によるものである。調査期間はいずれも 2005 年 7 月 7 日に同工業地区の工場を訪れ、1 度のみの面接である。

4.3 調査方法

使用者立会いのもと、調査対象者の児童、筆者、仲介者である知人で面接を行った。また調査内容を録音することは使用者の希望によりできなかった。よって、面接内容は筆者の記録によるものである。

4.3.1 Engin(17 歳)の例

調査時間と調査環境：

調査時間は口頭の面談と作業状況を見せてもらうことを含め約 1 時間。面談は調査対象者の Engin と使用者、筆者、筆者と対象者の仲介役となった知人の 4 名。知人と使用者は従兄弟関係にあり、この調査の依頼を受け入れてもらえた。

対象者プロフィール：

測量機器製造工場で働く 17 歳。Şentepe 地区在住で初等教育終了後、工業高校に 2 年間通ったが、父が亡くなり働き始める。家族構成は働いている母と兄、大学に通う姉の 3 人。この工場で働き始めるまでに 3 つの事業所で働いたが解雇された後、現工場主と Engin の父親が知り合いであったことから、工場主が雇用を決めた。Engin 自身は内気で無口な性格。

仕事内容と労働時間：

機器の梱包や、軽い手作業が中心。将来は板金の接着などをする職人になりたいと考えている。月曜日から金曜日まで週に 45 時間働いている。また週に一度徒弟教育センターで関係した専門分野の授業を受けている。

Engin は働くことは楽しいかという著者の質問に対し、

「楽しいです。現在の工場働くことにとても満足しています。なぜなら、今まで 3 つの他の場所で働いていましたが、今まで働いてきたところは仕事も大変だったし、使用者もいい人ではなかった。一生懸命働いても、すぐに首にされてしまったんです。今の社長さんには親切にしてもらってとても感謝しています。」

と答えた。

工場主にも Engin は働き者かという問いに対し、

「彼は毎日出勤し、私が言ったことを素直に受け止めるいい子だ。働き者だから今後に期待しているよ。」

と答えた。

4.3.2 Paşa (16 歳)の例

調査時間と調査環境：

面談と仕事内容の確認で約 1 時間弱。面談は調査対象者の Paşa、使用者、筆者、仲介役の知人、Engin の使用者の計 5 名。Paşa の使用者と Engin の使用者が知り合いであったことから調査の依頼を受け入れていただいた。

対象者プロフィール

車修理工場で働く 16 歳。Şentepe 地区在住。Paşa の家族は 1989 年に Ankara から北東に 6 時間離れた Çörüm という村から出てきた。家族構成は 6 人兄弟の末っ子。長男は結婚しているが、姉を除いた他の兄弟も働いている。父親の学歴は小学校中退、現在に至るまで長い間失業している。Paşa は小学校 3 年生まで通ったが経済的な理由で退学をし、その後 3 年間市場で野菜やくだもの売りをしていた。当時は仕入れを自分で行い、車も手配して市場を転々とするという生活で、朝 7 時から夜の 9 時まで 14 時間に渡る労働を休日なしでしていた。その後、2 年間無職でかつ学校にも通っていなかった。現在車修理工場で働き始めて 1 年半になる。

仕事内容と労働時間：

仕事内容は簡単な切断用機械を使った作業が中心。月曜から土曜の週 6 日出勤し、月に 200 トルコリラを稼いでいる。雇用主によれば彼は常に出勤するというわけではなく、時折仕事を休みお金がなくなったらまた働きに出てくる状態である。普通そのような状態が続けば解雇されるが、雇用主の理解により現在も働いている。

学校には行きたかったかという質問に対し、

「行きたかったけれど、行くことはできなかった。働かなければならなかったよ。」

と答えた。

また、市場での野菜売りはどうやって始めたのかという質問に対し、Paşa は「知り合いの人が野菜売りをしていてその人から最初はどんな風に品物を仕入れたり、それを運んだり、売ったりするか教えてもらったんだ。その後は仕入れも自分でやって、品物を車に乗せ市場を転々としていたよ。朝 7 時から夜の 9 時まで休日なしで働いていたんだ。」

と答えた。

使用者に Paşa の働きぶりについて聞くと、

「Paşa は最初のころはきちんと来ていたけど、最近は毎日仕事に来ることはまれですよ。給料が終わったところになるとふっと現れて、給料が手に入るとまたふっと消える。私は彼を家まで送り迎えをしています。きちんと技術を身に付けてほしいからね。働くってことは働き者であるだけじゃだめなんです。熟練した腕をもってないと。」

と答えた。

4.4 調査結果の考察

教育レベルをみると、Engin は初等教育を終了し、父親が生存中は工業学校に通わせてもらうなど、親の教育に関する理解があるが、Paşa は小学校 3 年生以降、経済的な理由で退学し 10 歳のころから働き始めている。これは父親の教育に関する知識や関心の低さに関係している。Duyar と Özener が児童労働者の性質と身体的成長を調べた調査がある。その中で父親の教育レベルに関する質問事項の結果があるが、働く児童の 74.7% の父親は最終学歴が小学校卒業である⁹⁸。また DİE が ILO の協力のもとに行った児童労働力アンケート⁹⁹では、都市の工業部門で働く男子児童のうち 64.3% の父親が小学校卒業であることが分かった。また同じアンケートで 32.2% の父親は読み書きができないか、小学校中退であるという結果が出ている。以上の結果と比べても、Paşa が働く大きな要因になっているのが父親の教育レベルによるものだと考えられる。

働く理由について、両者とも基本的な理由は家の経済的な事情である。しかし、その性質には違いがあり、Engin は父親が死亡したことによって、家族の収入が減り、彼自身も働き始めなければならなかったのに対し、Paşa は父親が存在しているにもかかわらず、長い間失業中であるために家計の収入を助ける目的で 10 歳から働き始めなければならなかった。また、彼らの出勤の仕方や働き方からみて、Engin は家族の収入を助けるために働くため以外にも、ある職業を専門的に習得して、将来その分野で活躍するために働いている。一方 Paşa はそれまで市場で働き、現在も専門的にその分野を極めようという意思は見られないことから、家族の収入を助けるため、若しくは家族が働くことを望むために働くものと考えられる。2 人とも 1999 年の DİE の児童労働力に関する統計の中で、児童が働く理由の

⁹⁸ Çocuk İşçiler, p. 80

⁹⁹ DİE, 1997.

3 番目と 4 番目に位置する児童労働者の典型的な例であると考えられる¹⁰⁰。

法的保護に関しては、Engin の週間労働時間が 45 時間とされていること、また Paşa に関しても、週間労働日が 6 日であることなどが労働法を満たしていると判断できる。しかし、Paşa については現在の職業につくまでは市場で野菜売りを 10 歳から始めたということから、児童労働者を守るべき様々な法律がうまく機能しきれていないということが判断できる。当時の週間労働日数は 7 日、年間を通して休日がないという現実は児童の搾取に等しいものであり、そのような分野にまで、政府の監視体制が行き届いていないという事実の現れである。

4.5 調査の反省点

今回の調査の反省点は調査対象者に関する事前調査を行える機会がなく、初面接で相手の緊張感が解けないまま調査を行うことになってしまった。また対象者を雇用している使用者が面談に参加したため、面接での返答は対象者の本心には遠いものにならざるを得なかったと推察する。調査対象者に事前に会える機会が持てなかった理由のひとつには、18 歳未満の児童を働かせている事業所の多くが通常このような調査の機会を受け入れる状況にないことがあげられると考えられる。著者は幸いにも知人が工業地域で事業所を構える人々を紹介してもらえたために、今回のような調査ができたが、事業主がこれらの調査を嫌悪する理由は児童の働かせ方に問題がある可能性が高いためだと推測することができる。様々な反省点は挙げられる。しかし、実際に働く児童労働者と直接接し調査ができたという点で本調査は個人的で限られた調査ではあるが、大変意義深いものであるということが出来る。

¹⁰⁰ DIE, 1999.

5 おわりに

トルコにおける児童労働者が働かなければならない理由は単なる「貧困」だけではない。農村の機械化による都市への移住は都市近郊のゲジェコンドゥ地域を発展させ、家族的、社会的つながりが強い農村の人々が次々と都市に流れ込んだ。このため、都市の労働力は飽和状態になり失業率がますます高くなることになり、家族の家計を助けるために児童は働きはじめることとなった。

トルコの児童労働者が働かなければならないトルコ独自の理由は以下の 4 点にまとめることができる。

まず、トルコが農業国であることである。農業国であるトルコにおける児童労働者数は農業を主とする家族経営の集団で働かされる割合が依然として高いことがその明らかな理由である。

教育環境に関しては、父親の教育レベルが児童の価値に大きく関係することが明らかにされており、また学校に興味を示さない子どもたちの多さも注目しなければならない。両親へ教育に関する知識を与えること、また貧困家庭に初等教育に要する教育費の援助をより広範囲で行うことが必要とされる。

様々な法律の適用を監視すべき労働監督官の不足、そして、法律が適用されない小規模事業者数が多いことも大きな要因である。労働監督官の養成や人員の大幅な追加、またより幅広く児童を保護することのできる法整備が必要である。

最後にトルコの社会が児童労働者を容認せざるを得ない経済状況であることである。

トルコにおける児童労働問題は ILO の国際プロジェクトとともに注目され始めたといえる。しかし、以上のような様々な要素が絡み合っ児童労働者は存在し続けている。

今回行った個別調査は準備不足からより深く入り込んだ面接ができなかった。しかし、それは実際に働く児童労働者と接し彼らの声を聞くことができ、また実際に働く現場を見ることができたことなどで、内容は少ないながらも筆者にとっては意義あるものになったと考える。

複雑に絡み合ったこの問題が解決するにはまだまだ時間がかかると思うが、少なくとも児童が搾取から解放されること、また少しでも早くこの問題に終止符を打つことができるよう、トルコ政府と国際機関がより協力していくことを願っている。

参考文献：

- 新井政美『トルコ近現代史：イスラム国家から国民国家へ』、みすず書房、2001。
- Ayşe Karadumantaş, “İç Göçün Çocuk İstihdamına Etkisi”, *Türkiye’de Çalışan Çocuklar Semineri 29-31 Mayıs 2001*, DİE/ILO, DİE Yay.,No.2534, Ankara, 2002, pp.413-433.
- Betül Altıntaş, *Mendile, Simite, Boyaya, Çöpe... Ankara sokaklarında Çalışan Çocuklar*, İletişim Yay., Ankara, 2003.
- Tuncel Bultay, *Türkiye’de Çalışan Çocuklar*, DİE/ILO, DİE Yay., No. 1840, Ankara, 1995.
- Çiğdem Kağıtçıbaşı, “Türkiye’de Değişen Aile ve Çocuğun Değeri”, *Toplumsal Tarihte Çocuk: Sempozyum 23-24 Nisan 1993*, Tarih Vakfı Yurt Yayınları, İstanbul, 1994, p.31-38
- Emine Akyüz, *Çocuğun Haklarının ve Güvenliğinin Korunması: Ulusal ve uluslararası Hukukta*, Milli Eğitim Basımevi, Ankara, 2000.
- M. Gülmez , *Tanzimat’tan sonra işçi örgütlenmesi ve çalışma koşulları(1839-1919). Tanzimat’tan Cumhuriyet’e Türkiye Ansiklopedisi*, 3, 1985.
- İzzet Duyar, Barış Özener, *Çocuk İşçiler Çarpık Gelişen Bedenler*, Ütopya Yayınevi, Aakara, 2003.
- DİE, *Çocuk İşgücü 1994*, Ankara, DİE Yay. No.1997, 1997.
- DİE/ILO, *Türkiye’de Çalışan Çocuklar 1999*, Ankara, 2001.
- Ruşen. Keleş, *Kentleşme Politikası*, İmge Kitabevi Yayınları, Ankara,1997.
- Donald Quataert, “The Workers of Salonica, 1850-1912”, in *Workers and the working class in the Ottoman empire and the Turkish Republic 1839-1950*, D. Quataert, E.J. Zürcher , ed. Tauris academic studies, London, 1995